

体系図

女(ひと)と男(ひと)が輝く豊かなまち おやべ

| 基本理念 | 基本目標 | 重点課題 | 施策の方向 | 主な具体的施策 |
|------|---|---|---|--|
| | I 自分らしさを尊重する意識・風土づくり (男女平等意識の確立) ともにみなおす すべての人が性別に関わらず個人として尊重されるという人権意識を高めるために、社会制度や慣習、教育環境等についてともにみなおしていきます。 | (1)制度や社会慣習、しきたりの見直し、意識改革 (2)男女共同参画意識の浸透と男女平等の教育・学習の充実 (3)意識改革への市民参画の推進 | ①固定的な性別役割分担意識・慣行の見直し ②男性にとっての男女共同参画の推進 ①子どもの頃からの男女共同参画の推進 ②家庭・地域・職場における男女共同参画意識の啓発 ①市民参画のしくみづくり | ・コンクール形式による啓発 ・男性向け啓発冊子等の発行 ・男性向け家事・育児・介護等能力向上に向けた講座等の開催 ・小中学生向け啓発冊子等の配付 ・男女共同参画(子育て、介護、女性の登用など)優良事例の紹介 ・小矢部市男女共同参画推進員制度の拡充 ・市民教養講座などの講演会の開催 |
| | II 政策・方針決定の場への男女共同参画の推進(男女がともにすすめるまちづくり) ともにすすめる 政策や方針決定の場への女性の参画、あらゆる分野における女性の参画力を高めることにより、まちづくりを男女がともにすすめていきます。 | (1)政策・方針決定過程の場への男女共同参画の推進 (2)女性の人才培养 | ①審議会等への女性の参画促進 ②女性管理職の登用促進 ③政策・方針決定過程での男女共同参画の拡大 ①女性の人才培养の推進 ②女性を中心とするグループの活動支援及びネットワークの充実 | ・審議会等の女性委員の割合拡大 ・女性人材リストの整備、活用の推進 ・地域活動組織や各種団体等の女性役員の割合拡大 ・ポジティブアクションの推進 ・防災分野における女性参画の拡大 ・地域活動組織や各種団体等への運営への女性の参画促進 ・女性消防団員の加入促進 ・女性団体への活動支援 |
| | III 人権を擁護するしくみづくり (男女の心とからだの尊重) ともにまもる 人権の軽視・侵害や性別による差別がなく、人権が尊重され、男女が対等に生活できる社会をめざすために、男女個人としての尊厳や男女平等に関する意識啓発に努め、人権をともにまもっていきます。 | (1)男女の人権尊重 (2)配偶者等からのあらゆる暴力の根絶 (3)生涯にわたる健康づくりへの支援 | ①男女の人権を守る啓発活動の推進 ②セクシュアル・ハラスメントの防止 ③男女共同参画の視点に配慮した表現の推進 ①配偶者等からの暴力を許さない意識づくり ②相談窓口の周知と支援体制の充実 ③関係機関との連携と支援に関わる人才培养の推進 ①性の尊重に関する啓発の促進 ②妊娠・出産に関わる保健医療体制の充実 ③心とからだの健康づくりの推進 | ・人権教育・啓発推進事業の推進 ・職場における人権の意識啓発 ・相談窓口の周知 ・配偶者等からの暴力防止などに関する意識啓発 ・広報誌やホームページを利用した相談窓口の周知 ・関係機関との連携による早期発見・通報体制の整備 ・事業主や従業員に対する、妊娠中の女性労働者の健康管理について理解促進 ・不妊症・不育症に関する専門相談及び治療助成の充実 ・男女の健康をおびやかす問題についての対策促進 ・誰もが参加できる軽スポーツ、レクリエーションの普及・促進 |
| | IV 男女の自立を促す環境づくり (社会活動等への男女共同参画の推進) ともにつくる 男女共同参画社会の実現のために、個人において、精神的な自立、家庭における生活面での自立、就労の場での経済的な自立、地域の場での社会的な自立をしていくための環境をともにつくっていきます。 | (1)家庭での男女共同参画の推進 (2)職場・仕事での男女共同参画の推進 (3)地域での男女共同参画の推進 (4)国際社会における理解と協調 | ①男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) ②男女共同による家事・育児・介護の促進 ③職場と家庭の両立支援体制の充実 ④子育て支援・介護支援の充実 ①雇用・労働条件の男女平等の確保 ②農林業や商工自営業における女性の参画促進 ③女性の起業支援 ①男女で担う地域活動、ボランティア・NPO活動の推進 ②高齢者が安心して暮らせる環境づくり ③障がい者、ひとり親家庭、外国人等の自立支援 ①国際交流・国際理解の推進 ②地域における在住外国人との共生 | ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の啓発 ・ママパパ講座の充実 ・男女で取得する育児・介護休業の促進 ・ファミリー・フレンドリー企業の啓発 ・放課後児童クラブ(学童保育)の充実 ・労働基準法・男女雇用機会均等法等の周知及び適正な運用の普及啓発 ・事業所向けアンケートの実施 ・新規創業講座(セミナー)の開催 ・女性による農林水産加工品、特産品づくりの支援 ・協働のまちづくり講座の開催 ・男女で担う公民館や自治会等の地域活動の促進 ・地域包括支援センター・在宅介護支援センターの充実 ・ひとり親家庭の自立促進 ・国際交流・国際理解の推進 ・市内在住外国人との交流機会の充実 |
| | V プランの推進 ともにひろげる プランを進めていくにあたり、行政、家庭、学校、地域、事業所、各種団体が、様々な立場で責任を担い、協力しながら施策をともにひろげていきます。 | (1)推進体制づくり (2)男女共同参画推進のための拠点機能の確立 (3)プランの周知及び調査・研究 | ①市民と協働による男女共同参画の推進 ②男女共同参画を推進するグループの活動支援 ③府内推進体制の整備 ①男女平等を推進する活動拠点の確立 ①男女共同参画に係わる諸問題の啓発、調査、研究 ②プランの周知 | ・男女共同参画推進協議会による進行管理 ・男女共同参画都市宣言の実施 ・府内体制の充実 ・男女共同参画推進の活動拠点の確立 ・男女共同参画に関する市民意識の実態調査 ・小矢部市男女共同参画推進員の活動を通しての周知 |